

## ○熱海市電気自動車充電設備設置費補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、集合住宅及び商業施設等に属する駐車場において、充電設備を設置する者に対して予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 充電設備 電気自動車等に電気を充電するための設備であり、次に掲げるものをいう。
  - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - ウ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、1基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
  - オ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐きょう体をいう。
- (2) 電気自動車等 次に掲げるものをいう。
  - ア 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気と記載されているものをいう。
  - イ プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部電源からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類がガソリン・電

気と記載されているものをいう。

- (3) 補助対象設備 未使用の充電設備のうち、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されたものをいう。
- (4) 集合住宅 建物が、構造上数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供されるものをいう。
- (5) 分譲集合住宅 前号に掲げる集合住宅のうち、各戸が分譲されているものをいう。
- (6) 商業施設等 商業施設、宿泊施設、医療施設その他不特定多数の者が利用するための施設をいう。
- (7) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象設備を購入し、熱海市内の集合住宅又は商業施設等に設置した個人又は法人その他の団体（分譲集合住宅の場合は、管理組合（管理組合が設立されていない場合は所有者））であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の購入に係る費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること。
- (2) 補助対象設備を設置した建物若しくは土地に他の所有者がいる場合又は当該建物若しくは土地を賃借している場合は、当該建物又は土地のすべての所有者の同意を得た上で当該補助対象設備を設置していること。
- (3) 分譲集合住宅に補助対象設備を設置した場合において、当該補助対象設備を設置することについて管理組合の規約に基づく決議が必要となるときは、当該決議を得ていること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入及び設置費とする。ただし、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、都道府県その他団体によるものを含む。）を受けている場合は、当該金額を補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 急速充電設備及び蓄電池付急速充電設備 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の集合住宅又は商業施設等につき、1年度当たり1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、電気自動車充電設備設置費補助金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本その他の書類により集合住宅又は商業施設等であることがわかる書類
- (2) 直近の確定申告書の写し又はそれに代わる書類（個人事業主の場合に限る。）
- (3) 補助対象設備の設置に係る見積書
- (4) 補助対象設備の形状、規格等を説明する書類
- (5) 補助対象設備を設置する場所がわかる図面
- (6) 補助対象設備設置前の現況写真
- (7) 他の補助金等の交付を受ける場合、その額がわかる書類
- (8) 第3条第3号の場合にあつては、同号の決議を得ていることが確認できる書類
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第12条の市長が指定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置後の現況写真

(財産処分の制限)

第8条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した充電設備について適用する。

別記様式（第6条関係）

電気自動車充電設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

所在地

申請者 名称

電話

補助金の交付を受けたいので、熱海市電気自動車充電設備設置費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

建築物の種類	<input type="checkbox"/> 集合住宅（分譲集合住宅を除く。） <input type="checkbox"/> 分譲集合住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設等
補助対象設備の設置場所	熱海市
補助対象設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備 <input type="checkbox"/> 普通充電設備、充電用コンセント 又は充電用コンセントスタンド
メーカー	
型式	
補助対象経費	円（A）
他の補助金等の額	円（B）
補助金交付申請額 （（A）－（B））×1/2	円 ※上限額（急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備30万円、普通充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンド10万円）

熱海市電気自動車充電設備設置費補助金の申請に当たり、熱海市が市税等の納付状況を確認することに同意します。

別記様式（第6条関係）